

平成10年度 研究プロジェクト研究結果報告

茨城のテレビ放送をめぐる問題点

岩佐淳一（茨城大学 教育学部）

1. 研究の目的～茨城はメディア最後進県か～

本研究の目的は茨城県における県域テレビ放送局開局の可能性とそこに横たわる課題を考察することである。現在、放送界は総デジタル化の波に翻弄されている。すでに開始されているCSデジタル放送、本年度末に本放送が始まるBSデジタル、そして2003年までには3大都市圏で地上波デジタルが、2010年までにはすべての地上波がデジタル化される予定である。こうした動きに対応してCATVも早晚デジタル化されていくことは確実である。

ところで、1953年のテレビ放送開始以降、日本のテレビ放送は順調に置局数を伸ばしてきた。1957年の第1次チャンネルプランでまずVHF民放局の地図ができあがり、10年後にはUHF局が大量開局、日本のテレビ置局の骨格ができあがった。日本の民放のサービスエリアは県単位とされており、各県2～6局の県域テレビ局を持ち、地域情報を発信している。唯一の例外は茨城県である。茨城県は我が国で県域テレビ局が存在しない唯一の県なのである。他県ではテレビ局がアナログからデジタルに変わろうというとき、本県はテレビ局設立の動きが鈍い。それだけではない。本県はメディアの活動がきわめて弱い。放送ではAMラジオ放送局である茨城放送とFMコミュニティ放送（FMぱるるん）のみが放送をおこなっている。ちなみに茨城県は県域FM局の周波数割り当てがないため、放送ができない。CATVでは、つくばACCS、土浦ケーブルテレビが主だったのであり、設置数は4と少ない。新聞を見ると県紙である茨城新聞は発行部数12万部弱と対する読売新聞の40万超に比べてはなはだ弱小である。近年の『通信白書』では茨城県民の情報装備指標はだいたい中位にランクされているものの、全体としてみると茨城県の地域情報を発信する媒体の数、量の劣勢は否定しがたい事実なのである。こうした状況を市村眞一氏（茨城プレスセンター参与）は「茨城はメディア最後進県である」と形容している。

2. 茨城県にテレビ局ができなかった理由

実は本県は昭和46年に郵政省からUHF34チャンネルの周波数割り当てを受けており、送出する電波は確保されている。つまり、事業主体が決定し、免許がおりれば、テレビ放送は開始できる状況にあるのである。ではなぜ茨城県には民放テレビ局ができなかつたのであろうか。その理由として3点指摘できるであろう。

- ①関東広域圏（大電力管内）であること…放送において関東地方は関東広域圏として一つの放送エリアに括られている。茨城県は当然、関東に属し、いわゆる大電力管内であるため、東京の電波がすべて入ってしまう。したがって、特に県域テレビ局へのニーズが高まらなかった。
- ②県民の地域情報ニーズの弱さ…茨城都民という言葉があるように県南・県西はすでに東京の通勤圏であり、こうした人々の茨城県の地域情報ニーズは低い。したがって、県域テレビ局

を設立しようという必要性は高まらなかった。

③設立の歴史的経緯…昭和46年、茨城県に周波数割り当てがおこなわれた際、8社が免許申請をおこなった。その後、昭和60年から61年にかけて県議会に「文化・情報通信調査特別委員会」が設置され、調査がおこなわれた。そこでは財政面での検討を含め、慎重な対応を求める報告書が作成された。昭和61年に郵政省が免許申請の再確認をおこなったが、このとき、(株)茨城UHF放送が免許申請を取り下げた結果、免許申請は7社となった。平成7年、茨城放送がテレビ局設立計画書を作成し、出資を要請し始めるが、平成9年には景気やデジタル化の動向を見極めるとして、県域テレビ局設立を小休止するに至っている。県議会に慎重論が根強かったことが県域テレビ局の設立を遅らせた大きな理由である。

以上のような要因がからみあって茨城県ではテレビ局が設立されなかつたのである。

3. 県域テレビ局設立の可能性

では、今後も茨城県に県域テレビ局は不要なのであろうか。最近県内で起こった事件・出来事は県域テレビ局の設立には追い風となっている。

- ①一昨年の那珂川の水害時に、災害情報を伝達するメディアとして県域テレビ局がないことに
 対して県民のなかから問題視する声が出始めた。
- ②東海村の臨界事故についても地域住民の立場から情報を伝達するメディアがないことが問題
 となっている。
- ③上記の状況を含めて茨城県に県域テレビ局がないことそのものが県議会でも問題視されるよ
 うになった。

このような要因によって県域テレビ局設立の機運は以前より高まっているといえよう。

4. 茨城県におけるテレビ局設立の隘路

では投資が行われ、事業主体が決定すれば県域テレビ局は開局できるのかというと事はそう簡単ではない。周知のように放送界はデジタルの名の下に大きな変革を迫られている。先にも述べたように地上波テレビ局は2010年までにデジタル化を完了するというタイムスケジュールで動き出している。しかしながら、デジタル化に対応するための膨大な投資、サイマル放送の経費負担などで既存民放各社は苦しい対応を迫られているのが現実である。現在、茨城県に割り当てられているのはアナログ周波数であり、この時期にアナログテレビ局に投資を行うことは近い将来のテレビ総デジタル化を考えると二重投資の危険性が大きいといえる。こうしたなかで、アナログ局を開設するのは一種の賭けに近い。

また、仮にデジタルの周波数を割り当てられたとしても、まだ地上波デジタル周波数で放送サービスをおこなっている局が1社もない以上、早期の放送局設立・放送開始は困難である。また現段階では2010年の総デジタル化達成は困難と考えられているが、もしそうだとすればますます茨城県の放送局設立は遠のくといえよう。つまり時期が悪いのである。

5. 茨城の選択肢

茨城の県域テレビ放送の選択肢はおよそ6つあると考えられる。

- ①デジタル化をにらんでアナログ局の設立は断念する…このばあい、デジタル化の先行きが不
 透明な点が問題となる。つまり、アナログ時代がいつ終了するかがはっきりしていないので

ある。したがって早期テレビ局開局は難しいだろう。

②アナログ県域テレビ局を早期に開局する…このケースの場合、減価償却、デジタル化をにらんで、きわめて早急に開局する必要がある。またデジタル化に対応するかたちで何らかの二重投資は避けられない。

③CSデジタル放送に独自のチャンネルを持つ…CSのトランスポンダ使用料は約1億円／年と安価であるが、放送時間をおいかに埋めるか、番組制作費をいくらと見積もるか、また何よりも県内に視聴者がどれほど存在するかが未知数である。増加しているとはいえ、CS放送の世帯普及率は低い。さらにCSは全国放送であるため、放送の性格も茨城県民の公共の福祉目的というより、茨城県のPR、観光情報が主体とならざるをえない。

④CS放送局のなかに茨城の番組枠を持つ…これは現在毎週日曜日の早朝フジテレビ枠で放送している「おはよう茨城」と同ケースであるが、CS放送なら③と同じように視聴者の数が限定されるため、現在のおはよう茨城による放送体制以上に効率の悪いものとなる。

⑤都市型CATVの導入…都市型CATVは地域の情報に関する自主放送に力を入れておらず、娯楽中心の編成を組んでいるので、住民の地域情報ニーズに十分応えられるかどうかについては大いに疑問の余地がある。

⑥現状のままで何もしない。

⑥を除いてそれぞれに固有の問題があり、最良の選択肢は見つけにくい。

おわりに

以上見たように県域テレビ局の開局にはさまざまな困難がともなう。この時期にアナログテレビ局を開局するのは先にも述べたように賭に近いものがあろう。

テレビ局開局の歴史をみると地域のテレビや地域情報に対する強いニーズに後押しされながら開局するケースが多いのに、茨城県では、テレビ局の設立を要望する声や機運が住民のあいだから、高まらなかった、あるいは高まらないのは何とも奇妙なことである。もちろん、本県の住民が地域情報を伝達するメディアを必要としないのであれば、テレビ局を開局する必要はないだろう。しかし、日々地域に起こる問題や出来事を住民の視点にたって報道する放送メディアが地域に存在しないのは、いかがなものであろうか。県域テレビの必要性は平成10年に起こった那珂川の水害、昨年の東海村の臨界事故で明らかであろう。県域テレビが住民の基幹メディアとして、地方紙と相互補完的に地域情報を伝達することの重要性は多メディア社会になったからといってゆらぐものではない。これらのメディアが地域に対して不斷に議題設定をおこなっていくことが、長い目でみると、地域の統合・求心性を生むものと考えられる。